

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公開番号】特開2013-52268(P2013-52268A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2012-274910(P2012-274910)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御基板を内部に収納して遊技機に取り付けられる基板ケースと、前記遊技機の固有の情報を有して前記基板ケースに貼付されるシールとを備える遊技機であって、

前記基板ケースは、ベース部材および蓋部材に分割された箱状に形成されるとともに、前記ベース部材および前記蓋部材を前記制御基板を内部に収納した状態で閉止して結合させる結合手段を有し、

前記シールは、前記結合手段の少なくとも一部を覆い隠すように前記基板ケースに貼付され、

前記結合手段により前記ベース部材および前記蓋部材を閉止して結合させた状態において、前記基板ケースに貼付された前記シールの表面を覆うカバー部を備え、

前記カバー部の表面には、破断可能な破断部が設けられ、

前記破断部は、前記カバー部の表面より突出する突条形破断部と、前記突条形破断部を破断した後に破断可能となる平板状破断部とを有して構成され、

前記突条形破断部および前記平板状破断部を破断させて前記カバー部の一部を前記基板ケースから取り外すことが可能に構成され、

前記基板ケースを開放させて前記制御基板を取り出すときには、前記カバー部の前記突条形破断部を破断し、その後に前記平板状破断部を破断して前記カバー部の一部を前記基板ケースから取り外し、外部に露出した前記シールを破断または剥離し、前記シールにより覆われていた前記結合手段による前記ベース部材および前記蓋部材の結合を解除するように構成されたことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

このような目的達成のため、本発明に係る遊技機は、制御基板を内部に収納して遊技機に取り付けられる基板ケースと、前記遊技機の固有の情報を有して前記基板ケースに貼付されるシール(例えば、実施形態におけるICタグシール12)とを備えて構成される。

その上で、前記基板ケースは、ベース部材（例えば、実施形態におけるベース部 52）および蓋部材（例えば、実施形態における蓋部 53A）に分割された箱状に形成されるとともに、前記ベース部材および前記蓋部材を前記制御基板を内部に収納した状態で閉止して結合させる結合手段（例えば、実施形態における I C タグプレート 60 および破断部材 70）を有し、前記シールは、前記結合手段の少なくとも一部を覆い隠すように前記基板ケースに貼付され、前記結合手段により前記ベース部材および前記蓋部材を閉止して結合させた状態において、前記基板ケースに貼付された前記シールの表面を覆うカバー部（例えば、実施形態におけるタグカバー部 57B）を備えて構成される。そして、前記カバー部の表面には破断可能な破断部（例えば、実施形態における破断部 59A）が設けられ、前記破断部は、前記カバー部の表面より突出する突条形破断部と、前記突条形破断部を破断した後に破断可能となる平板状破断部とを有して構成され、前記突条形破断部および前記平板状破断部を破断させて前記カバー部の一部を前記基板ケースから取り外すことが可能に構成される。そして、前記基板ケースを開放させて前記制御基板を取り出すときには、前記カバー部の前記突条形破断部を破断し、その後に前記平板状破断部を破断して前記カバー部の一部を前記基板ケースから取り外し、外部に露出した前記シールを破断または剥離し、前記シールにより覆われていた前記結合手段による前記ベース部材および前記蓋部材の結合を解除するように構成される。